

周南市徳山動物園条例の一部を改正する条例制定について

周南市徳山動物園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市徳山動物園条例の一部を改正する条例

(周南市徳山動物園条例の一部改正)

第1条 周南市徳山動物園条例（平成15年周南市条例第196号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「、施設使用料及び土地使用料」を「及び施設使用料」に改め、同条中「別表第1のとおりとし、土地使用料は、別表第2」を「別表」に改める。

第3条の見出し中「、施設使用料及び土地使用料」を「及び施設使用料」に改め、同条第2項中「又は土地」を削る。

第5条（見出しを含む。）中「、施設使用料及び土地使用料」を「及び施設使用料」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

第2条 周南市徳山動物園条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

| | | |
|----|--------------|--------|
| 個人 | 大人 | 600円 |
| | 小人（小中学生、高校生） | 300円 |
| | 年間パスポート | 1,500円 |

附 則

この条例中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

(参 考)

周南市徳山動物園条例新旧対照表（第1条の改正）

| 現行 | 改正案 | | | | | | |
|--|--|---------------------|---|-----|-----|-----------------|--|
| <p>(入園料、施設使用料及び土地使用料)</p> <p>第2条 周南市徳山動物園（以下「動物園」という。）の入園料及び施設使用料は、<u>別表第1のとおりとし、土地使用料は、別表第2のとおりとする。</u></p> | <p>(入園料及び施設使用料)</p> <p>第2条 周南市徳山動物園（以下「動物園」という。）の入園料及び施設使用料は、<u>別表のとおりとする。</u></p> | | | | | | |
| <p>(入園料、施設使用料及び土地使用料の納付)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 施設又は<u>土地</u>を使用しようとする者は、使用料を納付しなければならない。</p> | <p>(入園料及び施設使用料の納付)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 施設を使用しようとする者は、使用料を納付しなければならない。</p> | | | | | | |
| <p>(入園料、施設使用料及び土地使用料の還付)</p> <p>第5条 既納の入園料、<u>施設使用料及び土地使用料</u>は、市長が特別の理由があると認める場合のほか還付しない。</p> | <p>(入園料及び施設使用料の還付)</p> <p>第5条 既納の入園料<u>及び施設使用料</u>は、市長が特別の理由があると認める場合のほか還付しない。</p> | | | | | | |
| <p><u>別表第1（第2条関係）</u></p> <table border="1"><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> | (略) | | <p><u>別表（第2条関係）</u></p> <table border="1"><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> | (略) | | | |
| (略) | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | |
| <p><u>別表第2（第2条関係）</u></p> <table border="1"><tr><td>土地使用料</td><td>使用区分</td><td>土地の使用（営利を目的とする遊戯施設）</td></tr><tr><td></td><td>使用料</td><td>1平方メートル1日につき 5円</td></tr></table> | 土地使用料 | 使用区分 | 土地の使用（営利を目的とする遊戯施設） | | 使用料 | 1平方メートル1日につき 5円 | |
| 土地使用料 | 使用区分 | 土地の使用（営利を目的とする遊戯施設） | | | | | |
| | 使用料 | 1平方メートル1日につき 5円 | | | | | |

| 現行 | 改正案 |
|---|-----|
| <p><u>備考</u></p> <p><u>1 使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして使用料を計算する。</u></p> <p><u>2 年間売上げが900万円を超えた場合は、売上金の11パーセントの額の使用料を加算する。</u></p> <p><u>3 土地使用料の額は、上記により算定した額に100分の108を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）とする。</u></p> | |

周南市徳山動物園条例新旧対照表（第2条の改正）

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|-----------|-----|--------------|---------------|-----------|----|--------------|---------------|
| 別表（第2条関係） | | | | 別表（第2条関係） | | | |
| 入園料 | 個人 | 大人 | <u>410円</u> | 入園料 | 個人 | 大人 | <u>600円</u> |
| | | 小人（小中学生、高校生） | <u>100円</u> | | | 小人（小中学生、高校生） | <u>300円</u> |
| | | 年間パスポート（大人用） | <u>1,020円</u> | | | 年間パスポート | <u>1,500円</u> |
| | (略) | | (略) | | | | |
| (略) | | | | (略) | | | |